

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第2号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(放射線取扱手当)</p> <p>第5条 放射線取扱手当は、保健所又は生物工学研究所に勤務する職員が、次に掲げる作業に従事したときに、支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>（昭和32年法律第167号）第21条第1項の<u>放射線障害予防規定</u>に定められた管理区域内において放射線障害の防止のため行う作業</p> <p>2 [略]</p>	<p>(放射線取扱手当)</p> <p>第5条 放射線取扱手当は、保健所又は生物工学研究所に勤務する職員が、次に掲げる作業に従事したときに、支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>（昭和32年法律第167号）第21条第1項の<u>放射線障害予防規程</u>に定められた管理区域内において放射線障害の防止のため行う作業</p> <p>2 [略]</p>
2	<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第5条の3 社会福祉業務手当は、次に掲げる職員に対して、支給する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 福祉総合相談センター又は児童相談所に勤務し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）又は売春防止法（昭和31年法律第118号）の規定に基づき援護、育成又は更生の措置を要する者、要保護女子等に面接して行う相談、調査、判定又は指導の業務に専ら従事する職員</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(爆発物取締業務手当)</p>	<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第5条の3 社会福祉業務手当は、次に掲げる職員に対して、支給する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 福祉総合相談センター、<u>児童相談所又は杜陵学園</u>に勤務し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）又は売春防止法（昭和31年法律第118号）の規定に基づき援護、育成又は更生の措置を要する者、要保護女子等に面接して行う相談、調査、判定又は指導の業務に専ら従事する職員</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(爆発物取締業務手当)</p>

第9条の5 爆発物取締業務手当は、総務部総合防災室、商工労働観光部商工企画室若しくは広域振興局経営企画部若しくは総務部に勤務する職員又は警察職員が、次に掲げる検査等の作業に従事したときに、支給する。

(1) [略]

(2) 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づいて行う高压ガスの製造施設の保安検査若しくは立入検査又は高压ガス容器の検査

(3) [略]

2 [略]

(併給禁止)

第21条 [略]

2・3 [略]

4 職員が、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給される月又は日（漁ろう手当及び用船手当にあっては、当該手当の支給される期間）については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる1の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

[略]	
社会福祉業務手当	精神保健福祉業務手当
[略]	

第9条の5 爆発物取締業務手当は、総務部総合防災室、商工労働観光部商工企画室若しくは広域振興局経営企画部若しくは総務部に勤務する職員又は警察職員が、次に掲げる検査等の作業に従事したときに、支給する。

(1) [略]

(2) 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づいて行う高压ガスの製造施設若しくは第一種貯蔵所の完成検査、高压ガス及びその容器の輸入検査、高压ガスの製造施設の保安検査若しくは立入検査又は高压ガスの容器検査

(3) [略]

2 [略]

(併給禁止)

第21条 [略]

2・3 [略]

4 職員が、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給される月又は日（漁ろう手当及び用船手当にあっては、当該手当の支給される期間）については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる1の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

[略]	
社会福祉業務手当	<u>社会福祉施設等勤務手当</u> 精神保健福祉業務手当
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。